

京都市告示第138号

平成11年9月30日京都市告示第245号（建築基準法による特定工程の指定等）の一部を次のように改めます。

平成23年5月31日

京都市長 門川 大作

第2項表題中「構造及び規模」を「構造、用途及び規模」に改め、同項第2号中「。(床及びはりの両方に配筋工事がある場合の階数が3以上の共同住宅を除く。以下「特殊建築物」という。)」を「(以下「特定特殊建築物」という。)」に改める。

別表中「特殊建築物」を「特定特殊建築物」に、「階数2以上」を「階数が2以上」に改める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

(都市計画局建築指導部建築審査課)